

販売促進応援プロジェクト
事業補助金
【募集要領】

- ◆受付開始：令和2年5月1日（金）～
- ◆対象事業：令和2年9月末までに完了する事業が対象となります

【問い合わせ先】

村上市地域経済振興課

〒958-8501 村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111

1. 制度の目的

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、テイクアウト等の新しい取り組みを始める際に市が支援することで、市内産業の活性化を図ることを目的としています。

2. 事業概要

(1) 対象者の要件

補助を受けることのできる者は、市内の農林漁業者等、市内に主たる事業所を有する中小企業者等及び地域の産業振興を図る事業実施主体として市長が適当と認めるものです。また、市税の滞納がなく、同一年度内に本補助金の交付を受けていないことが条件です。

①農林漁業者等

- ア 農業者、林業者及び漁業者
- イ 3以上の農林漁業者が組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、生産森林組合

②中小企業者等

- ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 2以上の中小企業者等により構成されるグループ
- ウ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

【中小企業の定義】

区分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人企業は資本金の額は関係ありません。

③その他、地域の産業振興を図る事業実施主体として市長が適当と認めるもの

※ただし、別表で定める業種は対象外となります。

※個人事業主に関しては、市内に住民登録があることが条件となります。

※主たる収入を得ている事業が対象となります。また、他に所属している方（社会保険〔雇用保険含む〕加入者）は対象外となります。

※暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象外となります。

(2) 補助対象事業と対象経費

補助対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が事業計画書を作成して取り組む事業が対象となります。

なお、補助事業期間は交付決定日から令和2年9月30日までとなり、期間内に支払いを含めて完了する事業が対象となります。

経過措置として5月1日までは4月1日以降に発注した事業も対象事業とみなします。

●対象事業例

- ・テイクアウト、お得なセット商品等を掲載したホームページの新規開設又は改良
- ・テイクアウト商品、新商品等を掲載したチラシ、パンフレットの作成
- ・チラシの新聞折り込み、ポスティング費用、広告掲載費
- ・テイクアウト用容器、箸、おしぼり、小分け調味料等購入費
- ・未来飲食チケット作成費（チケット印刷費、紙購入費）
- ・クラウドファンディングや事前チケット販売事業等の利用手数料
など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて新たに取り組む幅広い事業が対象です

●対象事業経費

①資材購入費

- ・テイクアウト用容器、箸、おしぼり、小分け調味料等購入費等
※通常使用している容器の購入費や、期限内に使いきれない量の購入費は対象外

②広報費

- ・HP 作成や更新、チラシやパンフレットの作成、DM の郵送料、新聞折込、雑誌・インターネット広告等
※補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPR や営業活動に活用される広報費は対象外
※ショッピングモール利用料、クリック課金広告、サーバーレンタル料等は対象外

③委託費

- ・未来飲食チケットや自社シール作成費（業者に委託する場合）、クラウドファンディングや事前チケット販売等の利用料

④その他経費

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて新たに取り組む事業にかかる経費

●主な対象外経費

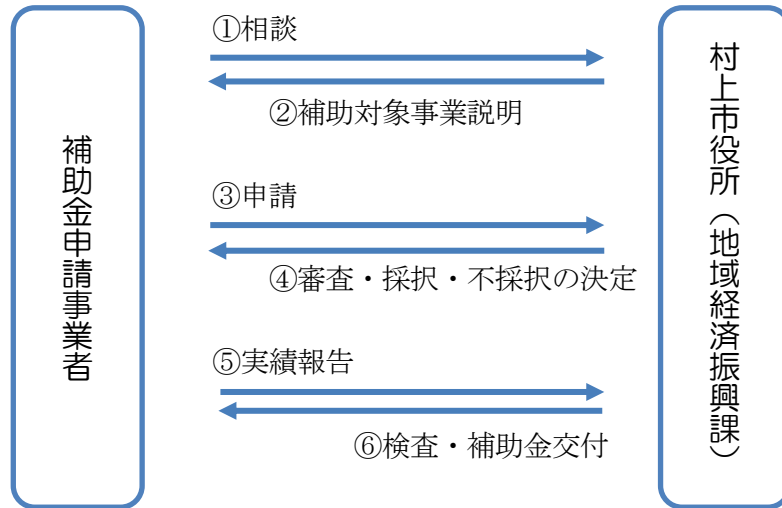
- ・マスク、消毒液、空気清浄機などの購入費
- ・3月31日以前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・自社内部の取引によるもの
- ・販売や賃貸等を目的とした製品、商品等の購入経費（直接収益を得る事業）
- ・公租公課 等

(3) 補助率・上限額

補助対象事業費の5分の4以内（千円未満切り捨て）で、上限額は10万円です。
2以上のグループでの申請は上限額が20万円となります。

3. 申請手続き・流れ

(1) 補助金申請事業スキーム



- ①補助金申請事業者相談
- ②補助対象事業経費の説明
- ③補助金申請事業者は必要書類を揃え市役所に補助金申請書類を提出
- ④新たな取り組みが確認できた場合、交付決定通知書により通知
申請内容に疑義が残る場合は不交付の決定
- ⑤事業完了後（全ての支払が完了後）30日以内に必要書類を添付のうえ、実績報告書を市役所に提出。
- ⑥実績報告書及び状況に応じては現地検査のうえ補助金を交付。

(2) 交付申請書の提出

令和2年5月1日（金）より受付開始 ※先着順、予算がなくなり次第終了

(3) 応募者（申請者）

事業を実施する代表者（代表団体の長）が応募者となります。

(4) 書類の提出（申請時）

- ①申請書類：申請に必要な書類を村上市ホームページでダウンロードすることができます。
また、村上市役所地域経済振興課、各支所産業建設課でも配布しています。

②受付窓口：村上市地域経済振興課

〒958-8501 村上市三之町1番1号

TEL：0254 - 53 - 2111

FAX：0254 - 53 - 3840

Eメール：keizai-ss@city.murakami.lg.jp

③提出書類：補助金交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（別紙1）

収支予算書（別紙2）、任意グループ概要（別紙3）、見積書等

※任意グループ概要（別紙3）は、グループでの申請時のみ提出

④提出方法：上記受付窓口を持参してください。

※事業開始の3日前には提出してください。

（5）書類の提出（実績時）

①提出書類：実績報告書（様式第8号）、収支精算書（別紙1）

事業実施報告書（別紙2）、発注書又は契約書、

納品書、請求書、領収書等

※事業実施が分かる写真や現物のほか必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

②提出期限：事業完了後30日以内

（6）注意事項

①事業内容や経費に変更があった場合は、変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。

②金券等の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券等での支払い、小切手等での支払いは認められません。金融機関での振り込み又は現金で支払ってください。なお、1取引10万円（税抜き）を超える支払いについては、現金払いを認めていません。

③補助金は、原則として実績報告書を確認し、検査後に支払います。

④事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。

⑤交付決定前の事業費は対象となりません。（交付決定前の発注を含む。ただし、展示会等の出展の申込みは除く）。

⑥事業に関する書類等は補助金交付の翌年度から数えて5年間保管していただきます。

⑦本補助金は、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

⑧補助事業において取得した財産については、金額の大小に関わらず善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。加えて取得価格または効用の増加額が1件あたり50万円（税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等について市長の承認を受けなければなりません。

⑨補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分されます。

(別表) 対象外事業一覧

- 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、宗教法人
NPO 法人、学校法人
- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・協議団
- パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業
- 場外馬券売り場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 医療業（療術業を除く）・福祉業
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律相談所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LIP（有限責任事業組合）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定するもの
 - ・性風俗関連特殊営業（第5項）
 - 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話
異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業
- 特定連鎖化事業に該当又は類似すると認められる事業
- みなし大企業
- その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業